

鈴鹿市道路反射鏡設置基準

令和5年4月1日 制定

令和6年4月1日 改定

鈴鹿市危機管理部交通防犯課

1.はじめに

道路反射鏡(カーブミラー)は、交差点や道路の曲がり角などの見通しの悪い場所において、「車両のドライバー」から見えないところにいる他の車両を確認する目的で設置される交通安全のための「補助施設」です。

道路反射鏡が対象物を映し出す範囲には限界があるため、必ず**死角**が生じます。よって車両が道路を通行する際には、**道路反射鏡の有無に関わらず、運転者自身が安全確認をすることが義務となっております。(安全運転義務：道路交通法第70条)**

また、道路反射鏡に映っていないから安全だと思い込み、一時停止を守らないケースが報告されています。この場合、車両のスピードが速く、死角にいる歩行者との衝突や、重大な巻き込み事故が起こる恐れがあります。本来安全のために設置している道路反射鏡が、かえって交通の危険を増大させてしまうという側面もあります。

交差点に一時停止等の道路交通法による規制がなく、道路反射鏡に車両や歩行者が映っていない場合であっても、見通しが悪い交差点では車両は徐行しなければなりません。(徐行すべき場所：道路交通法第42条)

2.道路反射鏡の特性について

道路反射鏡には次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所にも、設置を検討しています。

- ① 道路反射鏡には見えない部分(死角)があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ② 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- ③ 道路反射鏡に映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- ④ 道路反射鏡には左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。

3.設置基準

道路反射鏡は、次の「3-1 共通基準」をすべて満たし、さらに「3-2 道路反射鏡を設置しない場所」に該当しない場合に設置することができます。

※事故が起きたという理由だけでは、道路反射鏡の設置の理由となりません。
事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

3-1 共通基準

- ① カーブ又は交差点部において、隅切りの有無に関わらず、徐行もしくは一時停止しても対向車の安全確認が困難な箇所であること。
- ② 道路反射鏡設置により、自動車や歩行者、自転車の安全な通行が確保されること。
- ③ 道路反射鏡設置後に、樹木剪定などの維持管理が必要とならない設置場所が確保できること。
- ④ 設置を要望する自治会と、設置予定箇所の自治会が異なる場合は、両方の自治会の承諾があること。
- ⑤ 設置箇所に隣接する土地所有者の承諾があること。または私有地内に設置する場合は、当該土地所有者の承諾があること。
- ⑥ その他の項目において、検討すべき事項がある場合、別途協議すること。

3-2 道路反射鏡を設置しない場所

- ① 私道と市道の交差点及び私道内
公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。
- ② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口
公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。
- ③ 駐車場にある自動車・雑草等の可動物が原因で見通しが悪い場所
見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。
- ④ 袋状道路（行き止まり道路）
通り抜けができず、利用する住宅等が5戸以下の場合、利用者や受益者が限定されるため、設置しません。
- ⑤ 信号機が設置されている交差点
信号制御による交通整理が行われているため、設置しません。
- ⑥ 隅切り長が5メートル以上ある交差点
信号機が設置されていない交差点において、他の道路との交差箇所の隅切り長が5メートル以上ある場合、徐行して交差点に進入すれば、左右を確認できるため設置しません。

⑦ 隅切り長が 3 メートル以上 5 メートル未満の交差点

信号機が設置されていない交差点において、他の道路との交差箇所の隅切り長が 3 メートル以上 5 メートル未満の場合、道路の幅員や高低差を考慮した上で、徐行して交差点に進入し、左右を確認できれば原則設置しません。

⑧ 主道路に歩道のある交差点

主道路に歩道がある場合は、従道路の一時停止箇所から見通し線まで徐行して進入すれば、左右を確認できるため設置しません。

⑨ 主道路に中央線があり、進行方向右側の見通しが良い交差点

主道路に中央線がある場合は、従道路の進行方向右側の見通しが良ければ、右側から来る車両を確認した上で、徐行して交差点内に進入することにより、左右を確認できるため設置しません。

⑩ 主道路が外カーブしている交差点

主道路が外側にカーブしている場合は、徐行して交差点に進入すれば、左右を確認できるため設置しません。

4.道路反射鏡の撤去

① 周辺環境の変更等により、道路反射鏡の必要性がなくなった場合には、当該道路反射鏡を撤去するものとします。

② 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点において、道路反射鏡を設置することにより、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合、速やかに道路反射鏡を撤去します。

③ 既設道路反射鏡が老朽化に伴い更新時期となった際に、道路反射鏡の必要性を再検討し、設置について見直します。

5.道路反射鏡の移設

①既設道路反射鏡が民有地内にあり，個人住宅の建設を目的とした土地利用形態の変更(家屋の建築や駐車場の整備等)により支障となる場合には，市役所負担にて移設します。

②既設道路反射鏡が民有地内にあり，個人住宅以外の建設を目的とした土地利用形態の変更により支障となる場合には，原因者負担となります。

※個人住宅以外……分譲・集合住宅・工場・店舗・病院・駐車場等

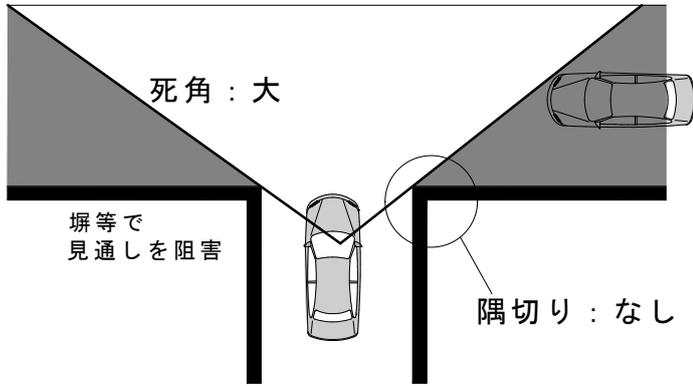
③既設道路反射鏡が道路敷地(官有地)内にあり，民有地内の土地利用形態の変更により支障となる場合、費用負担者は下記の2通りとなるため、ご注意ください。

・承諾書の日付が「令和6年3月31日以前」の場合は、令和6年4月1日以降での1回目の移設に限り、市役所負担にて移設します。なお、1回目の移設工事前に、改めて承諾書に署名していただき、次回以降の移設については、原因者負担となります。

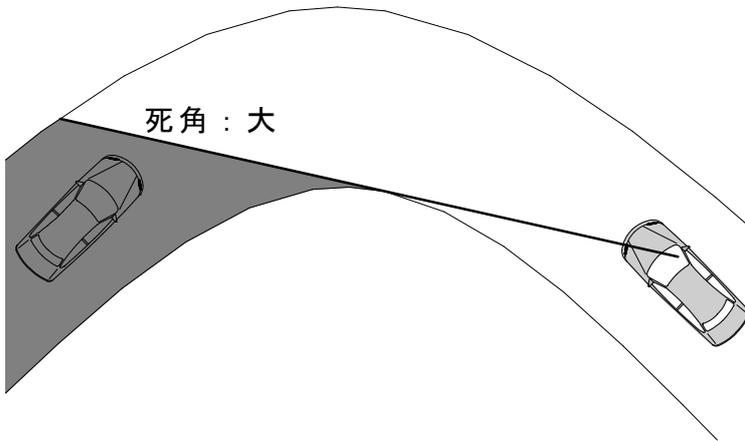
・承諾書の日付が「令和6年4月1日以降」の場合は、原因者負担にて移設していただきます。

設置する例（見通しが悪いと判断する場合）

① 塀等により見通しが悪い場合



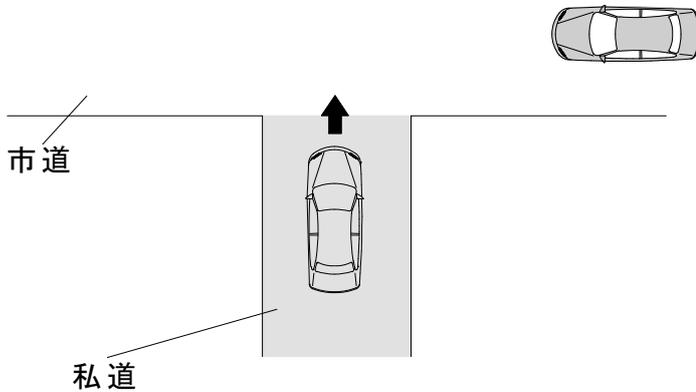
② 急カーブで、見通しが悪い場合



道路反射鏡を設置しない場所

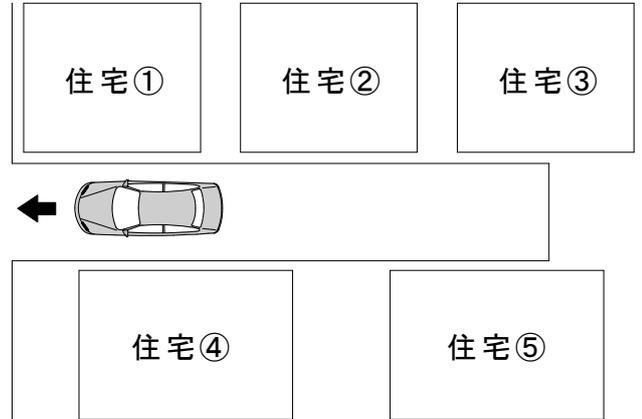
①

「私有道と市道の交差点」
公共性の観点から利用者や受益者が
限定されるため、設置しません。



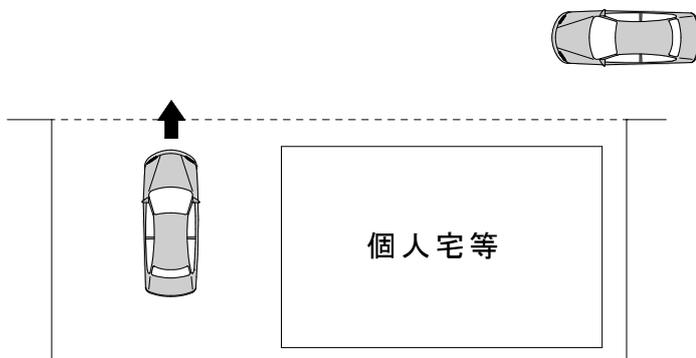
④

「袋状道路(行き止まり道路)」
通り抜けができず、利用する住宅等が
5戸以下の場合、
公共性の観点から利用者や受益者が
限定されるため、設置しません。



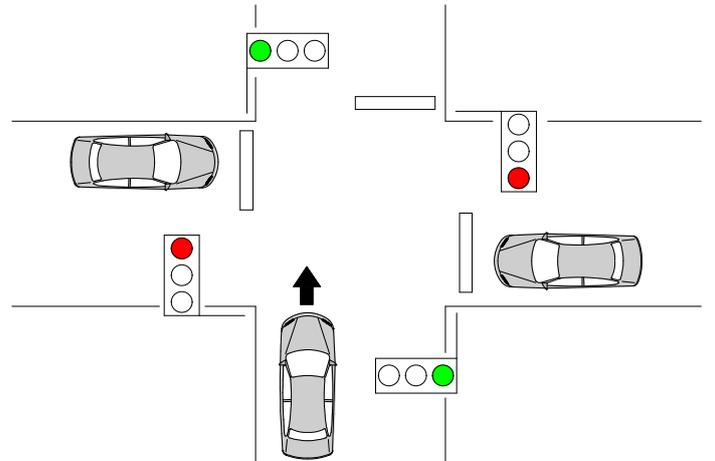
②

「個人宅や店舗等の駐車場の出入口」
公共性の観点から利用者や受益者が
限定されるため、設置しません。



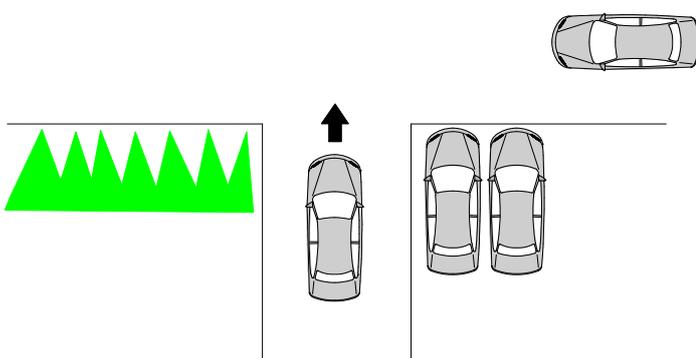
⑤

「信号機が設置されている交差点」
信号機が設置されていれば、
信号制御による交通整理が
行われているため、設置しません。



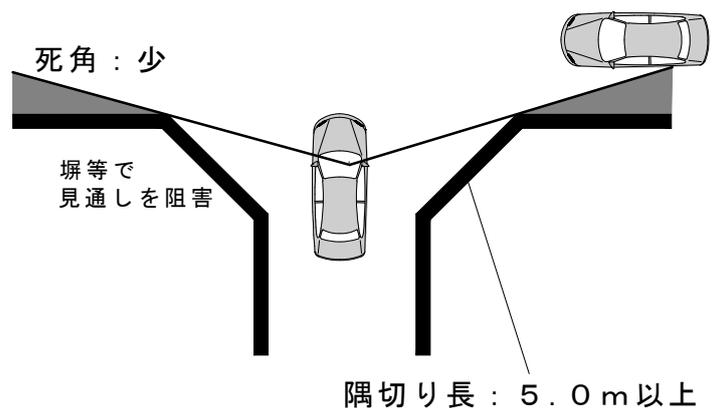
③

「自動車・雑草等の可動物が原因で
見通しが悪い場所」
見通しの悪い期間が一時的なため、
設置しません。



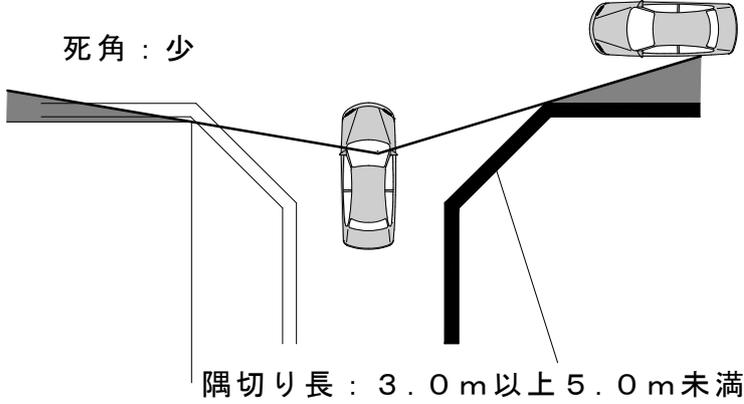
⑥

「隅切り長が5 m以上ある交差点」
隅切り長が5 m以上ある場合、徐行して
交差点に進入すれば、左右を確認
できるため、設置しません。

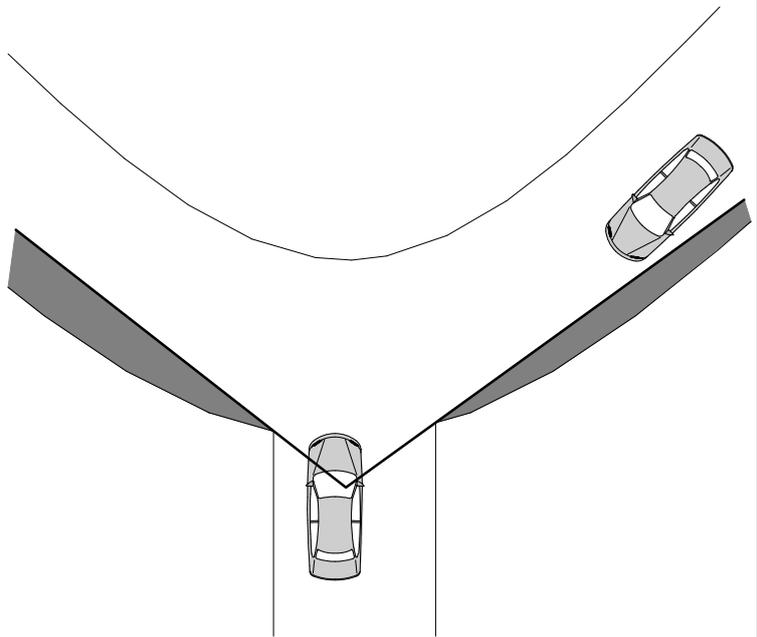


道路反射鏡を設置しない場所

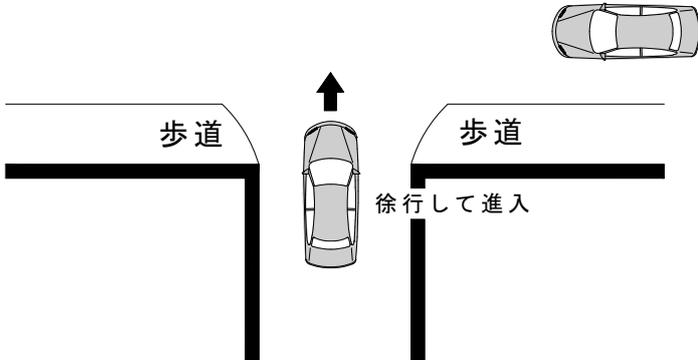
⑦ 「隅切り長が3m以上5m未満の交差点」
隅切り長が3m以上5m未満の場合、道路の幅員や高低差を考慮した上で、徐行して交差点に進入し、左右を確認できる場合、原則設置しません。



⑩ 「主道路が外カーブしている交差点」
主道路が外側にカーブしている場合、徐行して交差点に進入すれば、左右を確認できるため、設置しません。



⑧ 「主道路に歩道のある交差点」
主道路に歩道がある場合、従道路の一時停止箇所から見通し線まで徐行して進入すれば、左右を確認できるため設置しません。



⑨ 「主道路に中央線があり、進行方向右側の見通しが良い交差点」
中央線のある交差点で、進行方向左側のみ見通しが悪い場合、進行方向右側の安全を確認後、徐行して交差点に進入すれば、左右を確認できるため、設置しません。

